

○三重県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

改正案	現行
<p>(許可の申請等)</p> <p>第一条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者又は届出をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める様式により、許可申請書又は届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 条例第六条第九項の規定による許可 第一号様式の二</p> <p>五 条例第十条第三項の規定による継続許可 (条例第六条第九項の規定に係るものを除く。) 第四号様式</p> <p>六 条例第十条第三項の規定による継続許可 (条例第六条第九項の規定に係るものに限る。) 第四号様式の二</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>2 7 (略)</p>	<p>(許可の申請等)</p> <p>第一条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者又は届出をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める様式により、許可申請書又は届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 条例第十条第三項の規定による継続許可 第四号様式</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>2 7 (略)</p>
<p>8 第一項第四号の許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 付近見取図</p> <p>二 全ての広告物の配置を示した平面図</p> <p>三 形状寸法及び構造を示した仕様書並びに図面</p> <p>四 良好な景観の形成及び風致の維持を阻害しない色彩及び意匠を示した図面</p> <p>五 第二条第八項第一号に該当する広告物の場合は、公共的目的をもつて表示する広告物とそれ以外の広告物の表示時間が分かる書類</p> <p>六 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾を得たことが分かる書類</p> <p>七 道路法及び道路交通法の規定による許可等を要するものについては、その許可書等の写し</p>	
<p>9 第一項第七号の許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>10 前項の規定にかかわらず、第一項第七号の許可申請書のうち、広告物又は提出物件の移転のみに</p>	<p>8 第一項第五号の許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>9 前項の規定にかかわらず、第一項第五号の許可申請書のうち、広告物又は提出物件の移転のみに</p>

係るものについては前項第三号及び第四号に掲げる書類の添付を省略することができる。
(適用除外の基準)

第二条

1 3 6 (略)

7 条例第六条第九項に規定する公益上必要な施設又は物件は、次の各号の全てを満たさなければならない。

- 一 国又は地方公共団体が表示又は設置した案内図板、公共掲示板その他これに類するもの(以下「案内図板等」という。)であること。
- 二 明度及び彩度を抑え、良好な景観の形成又は風致の維持を阻害しないものであること。
- 三 案内図板等は、高さが二メートル以下で、かつ、垂直投影面積が三平方メートル以下であること。
- 四 ネオンサイン及び点滅するものを、使用しないものであること。

8 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる広告物は、それぞれ当該各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 常時又は一定の期間継続して公共的目的をもつた表示とそれ以外の表示が切り替わる広告物 公共的目的をもつた表示以外の表示時間が、全体の表示時間の五分の一以下で、かつ、連続して十五秒以下であること。
- 二 前号以外の広告物 公共的目的をもつた表示以外の表示の大きさは、第二条第一項第一号の基準を満たすこと。

9 (略)

(点検義務)

第九条 条例第十一条第一項の規定による点検は、別に定める項目について、設置後三年以内ことに行うものとする。ただし、条例第五条第一項、第六条第四項、第五項若しくは第九項又は第十条第三項の規定による許可又は許可の更新の申請を行う広告物にあつては、許可又は許可の更新の申請の日前二月以内に行わなければならない。

2 点検者及び広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者は、点検の実施状況がわかる書類その他必要と認める書類等を保管しなければならない。

係るものについては前項第三号及び第四号に掲げる書類の添付を省略することができる。
(適用除外の基準)

第二条

1 3 6 (略)

7 (略)

7 (略)

7 (略)

(点検報告)

第九条 条例第十一条の規定による報告は、屋外広告物継続許可申請書の提出の際、屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書(第九号様式の七)により行わなければならない。ただし、当該広告物の表示面積が一平方メートル未満の場合は、この限りでない。

3	<p>条例第十一条第一項の規則で定める広告物又は掲出物件は、貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等その他の簡易なもの及び国又は地方公共団体が法令等により点検を義務付けた広告物又は掲出物件とする。</p>
4	<p>条例第十一条第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、表示又は設置の許可を要するものであつて、当該広告物又は掲出物件の表示面積が一平方メートル以上で、かつ、高さが四メートルを超えるものとする。</p>
5	<p>条例第十一条第二項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一条第一項に規定する建築士の資格を有する者 二 電気工事士法（昭和三十一年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者 三 電気事業法（昭和三十一年法律第百七十号）第四十四条第一項第一号に規定する第一種電気主任技術者免状、同項第二号に規定する第二種電気主任技術者免状又は同項第三号に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定に基づく帆布製品製造又は広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者又は技能検定合格者 五 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の五第一項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものとして知事が認めた者
6	<p>条例第十一条第三項の規定による報告は、屋外広告物許可申請書又は継続許可申請書の提出の際、屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書（第九号様式の七）により行わなければならない。</p>
7	<p>条例第十一条第三項の規則で定める広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 新たに設置された掲出物件 二 表示又は設置の許可を要し、かつ、表示面積が一平方メートル未満の広告物 三 建築基準法第十二条第一項に規定する定期報

告を要する建築物に設置された広告物及び掲出物件（定期報告を行つたものに限る。）

（講習の一部免除）

第二十一条 知事は、次の各号の一に該当する者について、その申請により第十六条第三項に規定する講習科目について受講を免除することができる。

- 一 建築士法第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者
- 二 電気工事士法第三条に規定する電気工事士の資格を有する者
- 三 電気事業法第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- 四 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて帆布製品製造取付けに係るもの

（書類の提出先及び提出部数）

第二十九条 条例及びこの規則により知事に提出する書類は、第一条に係るものについては当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所を所管する建設事務所に、それ以外のものについては屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）を所管する課に提出するものとする。

（講習の一部免除）

第二十一条 知事は、次の各号の一に該当する者について、その申請により第十六条第三項に規定する講習科目について受講を免除することができる。

- 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者
- 二 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第三条に規定する電気工事士の資格を有する者
- 三 電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- 四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて帆布製品製造取付けに係るもの

（書類の提出先及び提出部数）

第二十九条 条例及びこの規則により知事に提出する書類は、第一条に係るものについては当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所を所管する建設事務所に、それ以外のものについては景観まちづくりを担当する課に提出するものとする。